

別表 1

☆ 全種類 予定数量・契約単価 記入

種 類：	廃蛍光管【直管】（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	廃蛍光管【環状管】（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	廃蛍光管【管状】（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	廃蛍光管【飛散防止形直管】（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	廃蛍光管【電球形、水銀灯、破損品】（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）
予 定 数 量：	100 kg／年	1 kg／年	1 kg／年	1 kg／年	1 kg／年
単 価：	250 円／kg	280 円／kg	330 円／kg	360 円／kg	550 円／kg

【産業廃棄物処分業許可証】

許可番号 01120107149

産業廃棄物処分業許可証

住 所 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山330番地1

氏 名 株式会社 ウム・ヴェルト・ジャパン

代表取締役 小柳 明雄

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

あて名及び確認印の無いものは
当社が発行した許可証(写し)では
ありません。

埼玉県 ウム・ヴェルト・ジャパン

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証明する

埼玉県知事 上田 清司

許可の年月日 平成26年 5月30日

許可の有効年月日 平成31年 1月29日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

中間処分業

【事業場①】水銀加熱回収：廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上3種類

【事業場②】水銀加熱回収：廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上3種類

破 砕：廃プラスチック類（廃電球類に限る。）、金属くず（廃電球類に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃電球類に限る。） 以上3種類

※ 廃蛍光管には水銀灯等の水銀を含むランプが含まれる。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県久喜市河原井町47番4の一部 以上1筆（面積215.00㎡）に限る。

【事業場②】埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田262番8、268番、字西高山330番1、字東高山331番1 以上4筆（面積8、265.67㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処分及び処分に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

(2) 廃蛍光管の処理及びその保管は、密閉した状態で行い、水銀を飛散流出させないこと。

(3) 事業場②においては、施設から排出される大気、騒音、振動、悪臭の濃度（レベル）については、彩の国資源循環工場（借地施設）運営協定書に定められた数値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年 1月30日	指令座指第 3672号	新規許可
平成17年 5月11日	指令座指第 289号	変更許可（事業場②の追加）
平成21年 5月22日	指令北環第2-207号	更新許可
平成21年12月 7日	指令座座第 871号	変更許可（破砕の追加）
平成26年 5月30日	指令北環第57-11号	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 各、無

処理施設の種類及び能力等 【事業場①】			
施設の種別	処理能力 (稼働時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
水銀加熱 回収施設	2.5 t／日 (12時間)	廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（ 廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず （がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限 る。） 以上3種類	平成16年 1月30日
【事業場②】			
施設の種別	処理能力 (稼働時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
水銀加熱 回収施設	5.5 t／日 (24時間)	廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（ 廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず （がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限 る。） 以上3種類	平成17年 5月11日
水銀加熱 回収施設	5.5 t／日 (24時間)	廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（ 廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず （がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限 る。） 以上3種類	平成17年 5月11日
破砕施設	1.50 t／日 (12時間)	廃プラスチック類（廃電球類に限る。）、金属くず（ 廃電球類に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず （がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃電球類に限 る。） 以上3種類	平成21年12月 7日
保管施設の種類及び能力等 【事業場①】			
産業廃棄物の種類		保管の面積	保管の高さ等
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍 光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき 類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上 3種類		7.0㎡	2.0m（屋内） (200Lドラム缶×15本)
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍 光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき 類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上 3種類		10.5㎡	2.0m（屋内） (0.08㎡[洗ブラ製容器×84個] (200Lドラム缶×10本)
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍 光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき 類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上 3種類		6.0㎡	2.0m（屋内） (200Lドラム缶×15本)
【事業場②】			
産業廃棄物の種類		保管の面積	保管の高さ等
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍 光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき 類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上 3種類		196.9㎡	4.3m（屋内） (2.0㎡ラック×264個)
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍 光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき 類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。） 以上 3種類		86.4㎡	4.3m（屋内） (2.0㎡ラック×120個)
廃プラスチック類（廃電球類に限る。）、金属くず（廃電 球類に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき 類を除く。）及び陶磁器くず（廃電球類に限る。） 以上 3種類		3.3㎡	4.3m（屋内） (1.0㎡ラック×6個)

必要時

収入
割印
(2号文書)
印紙

印紙貼付・割印

産業廃棄物処理委託契約書

[処分用]

排出事業者： 本社（例 ウム・ヴェルト株式会社）（以下「甲」という。）と、
処 分 業 者： 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： 名称・住所（例 ウム・ヴェルト株式会社）から排出される産業廃棄物
の処分にに関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に關する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 埼玉県

許可の有効期限： 許可証のとおり

事業区分： 許可証のとおり

産業廃棄物の種類： 許可証のとおり

許可の条件： 許可証のとおり

許可番号： 01120107149

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び処分単価（税別）は、別表1のとおりとする。

3.（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 久喜工場

所在地： 埼玉県久喜市河原井町47番4の一部

処分の方法： 水銀加熱回収

施設の処理能力： 2.5 t／日（12時間）

事業場の名称： 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居工場

所在地： 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田262番の一部、他3筆

処分の方法： 水銀加熱回収、破砕

施設の処理能力： 5.5 t／日（24時間）×2基[水銀加熱回収]、1.50 t／日（12時間）[破砕]

4.（二次処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の二次処分（予定）は別紙のとおりとする。

5.（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）は別紙のとおりとする。

6.（搬入業者）

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名： （例）ウム・ヴェルト株式会社

（法人にあっては、名称）

住 所： （例）群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865

第 3 条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成 1 8 年 3 月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
ア．産業廃棄物の発生工程、イ．産業廃棄物の性状及び荷姿、ウ．腐敗、揮発等性状の変化に関する事項、エ．混合等により生ずる支障、オ．日本工業規格 **C0950** 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項、カ．委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を通知する、キ．その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
4. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和 4 8 年 2 月環境庁告示第 1 3 号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。 廃棄物の種類： 該当なし 提示する時期又は回数： 該当なし

第 4 条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第 1 項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第 5 条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第 6 条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第 7 条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェスト D 票又は E 票及び電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第 8 条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

1箇所選択

第 9 条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第 2 条第 2 項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第 3 条第 2 項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
（下記のア～ウのいずれかを 1 つ選択し、記号に○印を付ける）
4.

ア．処理の報酬についての支払方法は、毎月 | | 日を以って締切り、| | 月| | 日迄に乙の指定する金融機関に振込送金をする。

イ．処理の報酬についての支払方法は、搬入時に計量後、現金にて支払うものとする。

ウ．処理の報酬についての支払方法は、収集運搬業者が代行する。

第 1 0 条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第 3 条第 2 項の場合も同様とする。

第 1 1 条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第 1 2 条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
（1）乙の義務違反により甲が解除した場合
イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
（2）甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会的勢力であるか、またはこれら反社会的勢力に対し、反社会的勢力であると知りながらその活動に協力する目的で関与したことが判明した場合。

第 1 3 条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

どちらか選択

第 1 4 条（契約期間）（下記のア・イのいずれかを 1 つ選択し、記号に○印を付ける）

- ア．この契約は、有効期間を平成 | **28** | 年 | **10** | 月 | **1** | 日から平成 | **29** | 年 | **9** | 月 | **30** | 日までの 1 年間とし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で 1 年間更新されたものとし、その後も同様とする。
- イ．この契約は、有効期間を平成 | **28** | 年 | **10** | 月 | **1** | 日から平成 | **28** | 年 | **12** | 月 | **31** | 日までとする。

この契約の成立を証するために本書 1 通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲が本書を保有し、乙はこの写し（複写機によるコピー）を保有する。

平成 | **28** | 年 | **10** | 月 | **1** | 日

甲	事業者 社印 契約印
乙	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 330 番地 1 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 取 締 役 小柳 巧美